

第2章

J-ICPA実務指針(案)も参考に スキャナ保存に係る社内体制・ 内部統制の整備ポイント

【この章のエッセンス】

●導入が任意とされるスキャナ保存については、電子取引への移行における過渡的な方式であると捉えられることから、電子取引の拡大の動向を勘案したうえで、その導入の可否を判断することが重要である。

●スキャナ保存の導入にあたって社内体制・内部統制を検討する場合には、イメージ文書実務指針(案)に例示されたリスクおよび内部統制が参考となる。

スキャナ保存と電子取引の拡大の動向を踏まえた対応

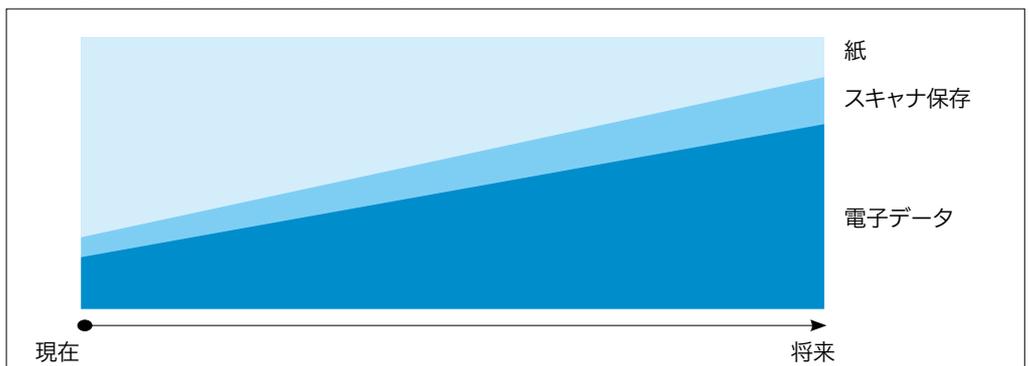
電子取引の取引情報の電子データによる保存への移行は、これまで紙により取引情報を授受していた取引について、電子取引に移行することを促す経済社会の底流を形作るものと考えられる。多くの企業が簡易なものであっても情報システムを利用しては、たとえば、情報システム等を利用して作成されている取引情報に係る電子データを紙に印刷し、取引先に郵送していた企業においては、電子取引に移行することによって印刷と郵送準備の手間およびコストを省略するという誘因が働くことが想定される。

その結果、徐々にではあるかもしれないが、企業が電子取引に移行していくことが想定されることとなる。私見では、図表8のように、中長期的には取引先において取引情報を電子データで入手する機会が増加し、紙による取引情報の入手の機会が減少するといった動向が推察される。そして、電子データで入手した取引情報について、改正電帳法のもとで企業は電子データをそのままの形式で保存することとなる。

このような動向を踏まえると、紙による取引情報の入手を前提としたスキャナ保存は、電子取引が広まるまでの過渡的な方式であるとも考えられる。

その導入が任意とされるスキャナ保存については、このような動向を踏まえ、取引先の電子取引への移行

(図表8) 取引情報保存形式の推移見込み



(出所) 筆者作成

の態勢を全体として把握したうえで、電子取引を受け入れるべきか、なお取引情報を紙で入手し、スキャナ保存する意義があるかどうかを評価することが重要であると考えられる。